

## 広島県森林審議会第135回森林保全部会議事録

- 1 日 時 令和元年12月13日（金）午後13時30分から午後16時30分まで
- 2 場 所 広島県庁本館4階 海区委員会室
- 3 出席委員 海堀部会長代理，梅木委員，小林委員
- 4 議 題 (1) 三原市本郷町南方における林地開発許可について  
(2) 大竹市栗谷町谷和における林地開発許可について
- 5 担当部署 広島県 農林水産局 森林保全課 保安林グループ  
TEL (082) 513-3706 (ダイヤルイン)  
福田部長，山崎課長，高野担当監，  
保安林グループ (清水，川上，川本)  
他
- 6 会議の内容  
(1) 三原市本郷町南方における林地開発行為の許可については，やむを得ないものとして認める。  
(2) 大竹市栗谷町谷和における林地開発許可については，継続審議とする。
- 7 会議の資料名一覧  
(1) 三原市本郷町南方における林地開発許可についての議案  
(2) 大竹市栗谷町谷和における林地開発許可についての議案

議 事 録

発言者	発 言 要 旨
<p>事務局 (広島県)</p>	<p>ただ今から「広島県森林審議会第 135 回森林保全部会」を開催いたします。 まず始めに、本日出席の委員の皆様を五十音順で御紹介させていただきます。</p> <p>梅木委員、海堀委員、小林委員でございます。なお、奥田部会長は都合により欠席でございます。また、奥田部会長は欠席ではございますが、海堀委員には部会長代理になっていただいております。</p> <p>森林保全部会の委員総数は 4 名でございます。</p> <p>本日は 3 名の出席をいただいておりますので、定足数を満たしており、会議は成立しております。</p> <p>また、当部会で審議される林地開発許可に関する案件につきましては、企業の事業活動情報や個人情報といった非公開情報に相当する内容についても審議の対象になることが予想されますので、会議の傍聴については非公開、議事録については非開示情報を除いた一部公開としております。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、広島県農林水産局 福田林業振興部長がご挨拶申し上げます。</p>
<p>林業振興部長</p>	<p>林業振興部長の福田でございます。では、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日はお忙しい中、森林保全部会へご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員のみなさま方には、日頃より森林・林業行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本日の森林保全部会におきましては、森林法に基づく林地開発許可案件につきましてご審議をいただきたいと考えております。審議の対象となります 10ha 以上の林地開発許可につきましては、知事が森林審議会の意見を聞かなければならないということになっております。開発行為に伴う、当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響をおよぼすか、技術的、専門的な判断を適正に行うために委員のみなさまにご意見を賜り、適切に対処していきたいと考えております。</p> <p>本日は、委員のみなさまより率直な意見を賜りますようによろしく願います。</p>
<p>事務局 (広島県)</p>	<p>本来はここで諮問書の内容を朗読して手渡しをさせていただくところでございますが、諮問書の写しをお手元に配布させていただいておりますので、省略させていただきます。</p>

<p>事務局 (広島県)</p>	<p>なお、今回の案件は2件ございまして、三原市本郷町における産業廃棄物最終処分用地とするための案件といたしまして三原市長より諮問を受けております。</p> <p>また、第2号議案といたしまして、前回9月13日に開催しておりますが、継続案件となっております、大竹市栗谷町の太陽光ソーラー発電の案件でございます。</p> <p>それでは、広島県森林審議会運営要綱によりまして、森林保全部会長が部会の議長として議事の運営をしていただくこととなっておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>海堀部会長 (以降, 部会長)</p>	<p>本日は部会長の奥田先生が外国出張中ということで、私が部会長代理として部会長の役割をさせていただきます。</p> <p>本日は2件案件があるということなので、早速、本件に入らせていただこうと思います。</p> <p>初めに要綱第4条の規定により、本日の議事録署名者2名を選出することとなっておりますので、梅木委員、小林委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、本諮問案件の審議に関係いたしますので、当部会の分掌事項であります林地開発許可制度の概要について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (広島県)</p>	<p>(別紙資料により説明)</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。資料番号1と資料番号2の説明をしていただきました。ただいまの報告についてご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>小林委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>部会長</p>	<p>今回審議していただくのは、三原市の産業廃棄物最終処分場及び継続審議となっております大竹市の太陽光発電施設に係る林地開発許可についてです。</p>

部会長	<p>なお、三原市の区域においては林地開発許可の権限を三原市長に移譲しております。前回の大竹市の案件とは事務の流れが異なるため、事務処理フローを配布しております。</p> <p>最初に三原市本郷町南方における産業廃棄物最終処分場造成を目的とする林地開発許可について、概要の説明をお願いいたします。</p>
事務局 (三原市)	<p>三原市農林水産課の石原と申します。よろしくをお願いいたします。第1号議案をご覧くださいと思います。第1号議案で審議していただく林地開発の概要をご説明いたします。</p> <p>(概要を別紙資料により説明)</p>
部会長	<p>それでは今説明いただいた関係の件で何かご質問、或いはご意見ありましたらお願いいたします。</p>
○ ○	<p>質問が2点ありますが、この造成工事は長期に渡っての工事で産業廃棄物を処理するということとなりますが、ちゃんとした責任をもってやっていただけるかどうかというのは担保できるのでしょうか。それと、この埋め立て基準の中で、何年間で埋め立てるとというのは制約があるのかどうかをお聞かせ願いたい。</p>
部会長	<p>お願いします。</p>
事務局 (三原市)	<p>まず1つ目のことですが、業者から資金についての残高証明書及び直近2年間の収支決算書を提出していただいております。その合計額を見ますと、総事業費の〇〇〇〇円の残高があるという担保が取れているという証明をいただいているので、それについてはできるものというように考えています。</p>
○ ○	<p>埋め立て期間の基準は決まってないのですか。何年経っても何十年経っても大丈夫ということになるのですか。</p>
事務局 (三原市)	<p>事業計画では、この事業者は広島市でも同様の処分場を運営されております。それに基づいて30年間の埋め立てが行える容量でこの申請で出ております。それで30年間というのはまだまだという判断をしております。</p>

○ ○	<p>それを受けて、過日、現地を案内していただきましたが、許可基準の4項目については大体クリアできていると判断するものの、30年間という長期間に渡った埋め立てということになりますと、やはり住民とのトラブルを一番心配しております。中でも花崗岩ということではありますが、土壌についてはマサ土でありまして、粘土質系統であるということ、かなり風化をした状態の粘土質ということになりますと汚濁が非常に心配であります。</p> <p>平均降雨量が2,000mmに達するような状態で、瀬戸内側としては多雨じゃなかろうかと思えます。よって30年間の中で汚濁防止に十分ご留意いただくということ、当然、切土面については、直ぐに法面の保護、種子吹付ということ、盛土についても適宜適切に保護をしていただくということをしかりと申請者に申し出ていただきたいと思えます。</p>
部会長	事務局の方、何か付け加えたりなどはありませんか。
事務局 (三原市)	<p>先般も、〇〇〇〇には現地もご確認いただきまして、今仰っていただいたこと、再三再四指摘をいただいておりますので、その部分についても十分配慮しながら指導していきたいと考えております。</p>
○ ○	<p>〇〇〇〇の質問の補足みたいなものなのですが、造成する斜面を種子吹付で緑化するということが書かれている訳なのですが、こういった復旧の仕方が県内では一般的なことなのかどうか、種子吹付の種子には何を使うのか、あと、〇〇〇〇からはやや粘土質という話があったのですが、マサ土は肥料分が全くないということもありますので、1年やそこらで植生が衰退してしまう可能性もある訳なのですが、そういったことを先方から伝えられていることがあるのかどうか、そのような背景・情報があれば教えてもらいたいと思えます。</p>
事務局 (三原市)	<p>斜面における種子吹付というのは広島県では一般的なのかなと思えます。その種類につきましては、業者に確認をしたところ、現在どれを使うかということはまだ決めていないということでございますが、先ほどご指摘があったように、現場の土質や状況に応じて、適切な樹種を選択したいということで、今のところは未定ということになるのですが、今後、ご指摘を受けたということは業者に伝えていきたいと考えています。</p>
○ ○	<p>私も現地に行っておりますが、現地の写真位置図と写真が資料として出されていて、現地の状況を思い出しながら、現地の特徴についてやり取りをしたいと思えます。</p>

○ ○

まず、概要の資料にも書いてありますように、大きな比高がある訳ではないし、勾配がきついかということそうでもない。何故そうなのかということ風化がかなり進んでいて、今は雑木林のような状態にはなっているのですが、恐らくこの木の生えていることで辛うじてもっているような状態であることが見受けられたような気がしています。

1つは花崗岩の風化したマサ土が非常に崩れやすい状態で、○○○○も言われたように、いとも簡単に土砂が出てくる可能性があるということが1つ大事な観点です。

もう1つは、意外と地下水が豊富に湧き出した痕跡がありました。去年の災害の時の影響なのか、今年になってからの雨はたいして降っていないのですが、その影響なのか、今でも水が湧いたときにジメジメしていたり、或いは水が噴き出した後の痕跡がたくさんあって、そこから水が湧き出し続けたことによるリル・ガリ地形があちこちにできていました。

そういう意味でも1点目の流れ出しやすい状態に繋がっていますけれども、恐らく、植生を伐った段階で相当な土砂が出てくると思います。その出方というのが一応、概要の2ページ目の土砂流出のところの数字があるように、これまでの基準の一番上の数字のように見えるのですが、 $\text{km}^2$ あたり3万 $\text{m}^3$ 、haあたり300 $\text{m}^3$ で、これを上回るようなこともあるだろうし、小崩壊とかも起きそうな気がします。

例えばそういうことを考えたときに、私は本郷大和線という道路の直ぐ傍にまでこの造成のエリアが及んでいるのが気になります。

もう少し離す計画にすることはできないかどうか、そういうことを言う権利があるのかどうかは分かりませんが、仮にこの斜面が崩れることがあったとして、それが簡単に道路まで出てくるような状態よりは、もう少し奥に引込めてもらうようにできないかなと思います。

そうすると、開発しようとする側にとっては、捨てられる総盛土量が減るかもしれないので余り良くないですが、例えばそういう配慮が一つ必要ではないかなと思います。

土砂が出ないというのは無理なので、だからこそ調整池とかで沈殿させて、ある程度抑えた上で下流へ水を流すということで、この計画では南側は何とかなるとして、北側の方が余りできていない。

少なくとも現地はボロボロの地盤で、北側だけは現地に行ったときに気になったところです。

概要の条件というのは私も現地を見て、少なくとも災害の防止、土砂流出や雨水排水等への配慮というところに問題ない段階にあるように書いてありますが、これをさらにもう一歩進めてもらえれば、もう少し安心して許可を出せると思います。今の段階では、土砂の流出というのが、○○○○も言

<p>○ ○</p>	<p>われたように心配で、恐らく伐採をした途端、土砂の流出が始まると思います。現地を見せてもらったときに、上に登る道を作っただけで、道が水の流れによってえぐられたような状態ができていました。</p> <p>だから露出するとたちまち浸食が始まるので、そういう場所であるということのを特に注意して進めてもらえるように、この保全部会の審議で出ている意見などをしっかり開発業者に届くようにしてもらおうということがとても大事ではないかと思います。</p> <p>植生という点では、先ほども言われましたとおり、特別な種があるわけではなさそうだという報告のとおり、現地で見てもそう思ったので、ここに関してはクリアしていると思います。</p> <p>問題は道路の方で、それなりに交通量があり、もちろん2号線の方はしっかり調整池があるのですけれども、こちらのもう一つの道路においても、もう少し仮に崩れて土砂流出があったとしても、できるだけ道路を塞ぐようなところまでいかなくて済むようなことも取り入れてもらえるような配慮をお願いしたいと思いますが、言い過ぎでしょうか。</p>
<p>○ ○</p>	<p>〇〇〇〇が仰るとおりだと思います。</p> <p>図面を見てもやはり沈砂池から直ぐに調整池を通らずに、あの谷だけは既存の水路へ繋いでいるという点から見ても、ワンクッション入れる意味でも調整池はいるのだろうけど、これをスルーさせているという観点からしても、そこは注意をして盛土をすべきだということは皆さんの方で指摘はできるのではないかと思います。</p> <p>テクニカルな問題としてそこは指摘をして、〇〇〇〇が仰るようにバックをするのか、勾配をもう少し緩やかにして綿密な盛土計画にするのか、ここが一番グレーな部分だと感じます。</p>
<p>部会長</p>	<p>いかがでしょうか。他の意見もありますか。</p> <p>市の方から追加の意見等ありますでしょうか。</p>
<p>事務局 (三原市)</p>	<p>今皆様方に審議していただいたことを真摯に受け止めまして、業者の方にはそういったことは伝えていこうかと考えています。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは他にも是非このようなことを伝えたいということがありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは土砂流出の観点で、特に水に混ざって出ていくだろう泥も含めて、そういうことが懸念されるので、特にその点について注意をしていただ</p>

部会長	けるように。もう一つは、もし計画の変更が少しでも可能であるならば、主要地方道本郷大和線のところからもう少し離してやっていただけるような計画にならないかということも含めて、付帯意見を付ける形で答申しようかと思うのですが、いかがでしょうか。
各委員	異議ありません。
部会長	それでは、どのような付帯意見としてまとめるかは私にご一任いただけますでしょうか。
各委員	はい。
部会長	ありがとうございました。 それでは、この第1件目につきましては付帯意見を付けて議長一任ということで決定して答申することとさせていただきます。第1件目ありがとうございました。

部会長

それでは、続きまして、継続審議となっております大竹市の事案について審議いたします。大竹市栗谷町谷和における太陽光発電の敷地造成を目的とする施設林地開発許可につきまして、概要の説明とともに前回の保全部会で課題となったことについて、説明をお願いいたします。

事務局  
(広島県)

広島県森林保全課川本です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。先ほど部会長から説明があった通り、継続審議となった事案ですので、今回詳細は省いて説明させていただきます。ご了承ください。

(別紙資料により説明)

前回の審議会の中で質問等ありました事項についてご報告等させていただきます。座って説明させていただきます。

(別紙資料により説明)

引き続き、文化財保護法の関係で、対応記録等、環境面でどのような調査をしようとしているのか情報提供してほしいということでしたので、これにつきましては手続き状況といたしまして、文化財保護法の現状変更等許可申請は現在行われ、受付が済んでおります。

申請内容につきましては、工事着工に際し、オオサンショウウオを探し、保護した場合は専門家の指導を受け、撮影・計測等を行い下流の生息適地に放すというものです。申請に当たり、事業者は安佐動物公園にも相談をしております。その時に生息調査についても相談し、事業地内4箇所ですべてDNA調査を行っております。

調査の結果は、オオサンショウウオのDNAは検出されなかったということです。お手元にオオサンショウウオ調査地点図を配布しております。併せて2枚目にオオサンショウウオ存在調査結果の写しを配布しております。私共の方から県の教育委員会に問い合わせしている内容ですが、県教育委員会からはこの内容について、県の文化財審議会委員に意見を聞いたところ、やむを得ないだろうという意見だったということを知っております。

次にその他県の対応状況でございますが、この申請地は以前ゴルフ場の建設計画があり、平成4年に当時の事業者がオオサンショウウオの調査報告をまとめておりました。

お手元に資料の抜粋を配布しております。「大竹カントリークラブ建設事業に係るオオサンショウウオ調査報告書」という厚い書類です。これの3ページに調査位置が示されております。今回の事業位置はここで言いますと、

事務局  
(広島県)

1～4がパネルを設置する事業位置内にありました。

また、5ページに調査結果が記載されております。この時の調査では八丁川流域の谷和地区でオオサンショウウオが確認されておりまして、8ページに確認された位置図が載っております。

また今回の事業に係る河川の環境調査結果については、12ページに記載があります。この中で下側にありますが、今回の事業地下流、これは谷和地区の集落側ではない反対側の沈砂池から下流の方にありますが、ここではオオサンショウウオの生息には不適であると書かれております。

報告書を作成した時の保全対策としては、16ページに八丁川下流河川を植生ブロック護岸及びコンクリートブロック護岸に改修し巣穴を設ける計画ということが書かれておりました。この場所については谷和地区の中の集落になっております。11月18日に私共で現地調査を行ったときにこの下流河川についても見て歩いたのですが、コンクリート護岸に人工巣穴のようなものが設置されておりました。地元の方の話では平成15～16年頃に農地の工事と併せて河川改修が行われて、その時に設置されていたようだということをお聞きしております。

次に地元住民の意見でございますが、10月29日に県庁の会議室で11月18日に谷和地区集会所で、谷和地区、前飯谷地区それぞれの町内会長を含む方と私共は会っております。

谷和地区の意見としましては、主に、弥栄ダムの水が心配水源は自分たちの地区とは違うかもしれないが、他の多くの人たちの水源であり自分たちに関係ないとは言えない。また、事業計画については、事業者が何を言おうと信用できないので聞く気はない。このため、事業計画の内容についても承知はしていないということでした。前飯谷地区については、事業説明を受けて、その後、業者の方が関係流域の計画を取りやめてくれたが、区域がギリギリのところなので、本当に現地で流域を外しているのかわからないし、水のことであり、造成工事が地下水脈に影響しないといえないわけでもなく、そういったこともあるのでやはり反対というような意見がございました。お手元の方に、県の方に陳情書がでておりますので、谷和地区の陳情書と前飯谷地区の陳情書を合わせてお手元に配布しております。また、今朝の新聞になるのですが、中国新聞に大竹でメガソーラーということで記事が載っておりましたので、その写しもあわせて配布させていただいております。なお、今回、様々な資料を配布させていただいておりますが、これは適正な審査をしていただくということで配布させていただいているものであり、公文書になっておりまして、機密情報もありますので、取り扱いについては、十分注意をしていただきたいと思いますと思っております。報告は以上でございます。

○ ○

○○○○とは○○○○で話をしております、まず第1点は、住民の賛成というのが全然得られていない状況を踏まえると、保全部会として余程の理由がない限り、簡単に許可するという方向に行かない方が良いのではないかとというのが一番重要な部分です。

例えば大竹市が、この計画が市の計画の中でとても大事で、どうしても進めたいということであれば、それはそれでまた話が違ってきます。

その場合は大竹市がもっと積極的に市民に対して説明をして、この事業をどうして進めたいと思っているか、そういうことを説明して、協力してもらえるような流れが形成されての話でないとい具合が悪いのではないかと。

もう一つは、工事をするに当たって、必ず工事車両通行のための道路拡幅によって、もしかすると、オオサンショウウオのエリアにも影響する可能性があることと、また、サギソウの群落があるということで、あそこに湿地帯として、そういうものが出てくるということ自体が貴重なのだけれども、そこがちょうど工事用の道路の場所として破壊されてしまう可能性が非常に高いということも踏まえると、そこについてはオオサンショウウオの関係だけじゃなくて、そういう調査というのも必要ではないかと。

少なくとも先日現地に行ってみただけでは、それについて分かった訳ではないので、四季の状況を調査した上で判断すべきではないかということをお○○は私のところへ言ってこられました。

私は話を聞きながら、それはごもっともかなと思いました。

今日の時点でどうできるのか、詳しくは分かりませんが、現時点で大竹市とやり取りはされているけれども、このやり取りでは、消極的には解決している課題はあるのだけれども、積極的に進めていく姿勢というのが、感じられるかということとそんなに感じられるような内容ではない。

住民はやはり猛烈に反対していたのだということを見ると、審議会保全部会として、そういうのを無視してゴーサインを出すのは間違っているという気がします、これは審議会を代表して保全部会の皆さんの意見ということで決まりますので、○○○○と私は慎重に行くべきではないかという気はいたします。

これは継続審議となっていますけれども、そういう点を考えると、まだゴーサインをこの会を出してはいけないのではないかと意見を持っています。○○○○を含めて二人はそういう考え方です。

○○○○はいかがでしょう。

<p>○ ○</p>	<p>○○○○のご意見の趣旨については、全く異存はございません。</p> <p>大竹市のスタンスというのが完全に透けて見える状況にある。住民の皆さんの決して看過できないという固い意志が良く読みとれるというような中で、テクニカルな4項目についてはクリアできるけども、我々がこれを可とした場合にどうなるかという、大変混乱をきたす状況を作り出してしまっ、決して解決の糸口にはならないという判断はできるのではないかと思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>ありがとうございます。○○○○はいかがでしょうか。</p>
<p>○ ○</p>	<p>部会の性質ですけど、あくまでも林地開発の許可を出すか出さないかは4つの基準に沿っているという中で、余りこれを振りかざして過度な規制・制限をかけるのもどうなのかという気もします。住民が不安を感じるのもごもっともなことですけれども、中身を見てみると、例えば簡易水道を作っていて流域がソーラーパネルを置く場所の山向こうで、地質が流れ盤であって、流れ盤で出てくる水を受け止めているということであればまだ話は分かるのですけれども、花崗岩の岩帯の山ですので、後ろで何かあったから直接飲み水が取れなくなるということもないでしょうし、ソーラー自体も水を吸収するものではないですから、下の弥栄ダムの水量にも影響するものではない。業者さんも気を付けますとは言っていますけれども、地域として除草剤を使わないでやっという地域ならともかく、この会社のエリアだけに、除草剤の散布をしないようにとか、鉛を使わないようにとか、そこら中、山を歩けば車のバッテリーとか色々転がっていて、地域住民さんも野晒しにしていたりするような中で、廃棄物規制法に違反するような状態でなければ、過度に規制というか目くじらをたてられるのかなというような感じもします。そういった切り口を丁寧にほぐしていくと、林地開発許可の切り口で規制できる部分は少なくなってくるのかなと思います。</p> <p>ただこれは私の意見でありますので、部会として差支えがあるということであれば、それに従います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>この谷和地区の陳情書に反対の表明文がありますが、そのこの要旨の2行目に書いてある部分で、これがやはり非常に重要なのだらうと思います。</p> <p>近隣の廿日市市大野町嵐谷に太陽光発電所が造成されておりますが、土砂崩れで公道が通行止めになる等問題が多発しております。伐採前のそのの森林には珍しい樹種がたくさん生えていて、価値のある雑木林のようでもったいないなと思っていました。しかし、資料番号1にあるようにこの会議ではあ</p>

○ ○

まり細かいことは言えないという気持ちの段階だったので、いろんな意味で、担当の業者には現地調査の時なども含めてお願い事を伝えつもりでした。

しかし、その後伐採してパネルを設置する前に大雨で崩れたのですけれども、崩れ落ちた土砂がいったところは大竹市で、大竹市に被害が出たという形になりました。

大雨が降ったのもタイミングとしては悪い状態ということだったのですが、かなりの量が降りました。

近い場所で大面積の伐採によって、あのような土砂の被害が公道で出ると、同じ大竹市の住民としては、かなり印象深く影響が大きかったと思います。そこを最初書いて、反対と言っている。

今、〇〇〇〇が仰ったように、ここでどれだけそんな細かいことを付け加えることができるのだろうか、第1から第4までの許可基準を満たしていれば本当は許可せざるを得ないような状況だったと思われるのですが、果たして、今後もそうやっていいのだろうかという疑問を持ちながら、過去に何回か保全部会の審議をしてきていて、今回に至っているわけです。

どちらかと言いますと、少なくとも森林審議会森林保全部会が、こちらでこの許可基準というのが本当にこれで良いのかということ議論した方が良いのではという気がしておりました。

ただそういう時間がなかったのですが、そういうことをしっかりしないと、実は広島県はこの許可基準だけですが、他の県はもっと慎重になってきておまして、この前、兵庫県ではアセスメントをしっかりやってからでないとソーラーパネル用地に変えるような伐採をさせないという記事を新聞やニュースで載っていたのを見ました。

全国あちこちで問題になるのが出てきつつある中で、広島もこのままでは具合が悪いのではないかと思います。とは言っても現時点ではこのままなのですけれども、そのような中で今回のあのような場所に関して、住民がものすごく反対しているけど、もし、アクセス道路が全然谷和地区の流域に触れないようなものをやるならともかく、今は必ず通る訳で、伐採してソーラーパネルを設置するところは、確かに流域は違うとしても、工事中はずっと出入りをするし、その道を作るときに少なくとも谷和につながる流域には影響をかなり及ぼすということを考えたときに、施工する場所は流域が違うから関係ないという言い方は成り立たないかもしれないなと思います。

その部分をどう扱うかだと思いますが、最初の計画からすると、前飯谷川とか八丁川とか3つの流域にかかっていたものを、一応1つの流域だけに絞ったということではあるのですが、そこへ行くアクセス道路に関しては、どうしても反対しているところを通らざるを得ないという今の計画がある以

○ ○	<p>上、住民の猛烈な反対がある中で、この計画で許可と言っていいかどうかというのが引っかかります。</p> <p>この4つの許可基準の中に住民の意見というのはないのですが、アクセス道路を全然違う流域から行けるようにするのならともかく、もう少し慎重にならないと、今のままではしこりが残ってしまうのではないかとこのころが心配です。</p>
○ ○	<p>この前も私見を述べたのですが、ここで許可を出したら、あれだけの軋轢がある中で、申請者がちゃんとして業務の遂行ができるかといえば、これはノーだと思ふ。袋小路みたいなところで住民との接触がない状態じゃないと仰いましたが、会長の言うとおりでと思います。ヘリコプターで資材を運ぶと言われていたけれども、そうは言っても全てそういうものではないだろうと思います。そこまで考えるべきではないだろうかとこのころは、〇〇〇〇が仰っていましたが、それを外してしまったら、テクニカルな問題でオオサンショウウオについては調査がなされて OK だしても良いということになるのだけれども、この許可を出すことによって、恐らく業者がマイナスになるのではないかと思います。住民訴訟を含めて工事着手ができないような状況が続くのではないかと心配をしている。住民と申請者のトラブルで、大竹市がもう少し真剣になってほしいと思います。我々のところを利用して、物申すというのはいかがなものかと思ひますし腹が立ちます。市としてもダメなものダメだという表示をしてもらえれば良いのに、全て県に問い合わせ、あれをこれをしろと要請するような後ろ向きな発言はいかがなものかと思ひます。余りにも無責任過ぎるし、審議会を軽んじてるのではないかと思ひます。</p>
○ ○	<p>大竹市の構想の中でどういう位置付けなのか、もっと前向きに進める意思があるのかどうか。</p> <p>逆に迷惑だけれど、審議会が認めたからと言われるようだと全然意味が違ってきますから。大竹市の姿勢みたいなものも、もう少し聞きたいです。</p> <p>ただ、先ほど〇〇〇〇が言われたとおり、本当はこの許可条件だけで許可をすることになっている訳ですが、これまでのことを踏まえて、同じ問題でこうせざるを得なくて、業者には直接注意点を伝えてもそのとおりにならなくて、というのは今後もないことではないので、そういった点では、この件では、今はまだ余りにも許可ができるような状況にないのではないかとこのころは致しております。</p> <p>これは〇〇〇〇の〇〇〇〇もそうですし私もそうですし、〇〇〇〇もそういう意見と考えて良ければ、やはりこの保全部会としては、今の時点でまだ</p>

<p>○ ○</p>	<p>不明な部分がいくつもある。一番大きな点は大竹市で、どうして前向きに住民に理解を求めるような動き方をしてくれないのかというようなところがまず第一点。</p> <p>第二点はあれだけ反対している谷和地区の流域を通らないアクセスルートは不可能なのかどうかということ。</p> <p>ヘリコプターは恐らく音がうるさいという関係で後々ダメだとすると、ある程度何らかの理解を求められるような対応について時間をかけてやる必要があるのではないかと思います。</p> <p>今の段階ではその2つのことが一番大きい。その2つ目に特に関わることは、もしかしたら一時的的に見たときには、いないと思われるオオサンショウウオの調査と、もう1つ、サギソウの群落ですが、これは〇〇〇〇が住民の方から聞いたのだそうです。</p> <p>しかし、盗掘に合うのが恐ろしいということで場所は教えてくれなかったということです。</p> <p>仮に四季を通して調査をすると何が出てくるか全部分かるから、少なくともそれくらいの湿地群落の中にどんな植生が出てくるのかを見た上で判断したいという気持ちをお持ちでした。</p> <p>もし可能であれば、そういう努力と調査をするというような期間を設けるというような形にさせてもらえないだろうかというように思います。〇〇〇〇が言われたとおりののですが、そんなこと言って良いのかどうか分からないのですけれども、そうしないとちょっと心配であります。いかがでしょうか。普通は基準に合格していれば許可となるのかもかもしれませんが。</p>
<p>○ ○</p>	<p>許可を出してあげてもいいのだけれども、申請者に特に迷惑が掛かりますよね。</p>
<p>○ ○</p>	<p>〇〇〇〇が仰ったように、住民にこれだけ反対されていれば、事業は進まないし、或いはもし何か起きて取り返しがつかないことになったときの方が、損失として大きく出たりすると思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>そこまで部会が考えなくても良いのかどうか。</p>
<p>○ ○</p>	<p>普通はそういうことまで考えないで許可基準をクリアしていたらということになるのかも知れませんが、先ほど私が言ったような話し合いの内容が〇〇〇〇とのやり取りです。</p>

○ ○	<p>前回もそうした話をなされていますし、前回継続になったのですが、大竹市はどのようなスタンスなのですか。</p>
○ ○	<p>一番そこが分かりません。</p>
○ ○	<p>大竹市はこの事業を切ることはできない。</p>
事務局 (広島県)	<p>基本的には大竹市には好きなことを言ってもらえれば良いです。</p>
○ ○	<p>賛成もしない、反対もしないというスタンスはどうですかね。</p>
林業振興部長	<p>何か市のバックアップがなければ事業ができないということではないです。そこはやはりルールがありますから、そのルールに従ってやっていけばそれで良いというようなことでもあります。</p>
○ ○	<p>大竹市は我々が結論を出すことを望んでらっしゃるということですよ。疑問点をちゃんとして、県の意見を聞き業者の対応の仕方も聞いたということに過ぎないと。立場作りだけだと。やはり一番係わっているのは大竹市だと思うし、前提があって広島県が許可を出すというのが当たり前だと思う。そこが欠落しても良いのだろうか、悲しいし釈然としません。</p>
○ ○	<p>私も少なくとも市や県が、これはぜひ必要だという姿勢があつてのやり取りだったら理解できる。</p>
○ ○	<p>全てのものに例外というのがあると思います。この場合は色んな条件、地形等見て、業者が住民のサイドに立った時、市は関係なしにしてもどっちもが困るというような状況の中で、どう判断していくというのは、今回は特例だと思います。この4項目だけでなく、他の条件も入れるべきで例外のないものはない。原則論としては、もう少し慎重に審議した方が良いのではないかと思います。卑怯なやり方かもしれないけれど継続審議を望みます。</p>
部会長	<p>今回は3人ですけども、今回に関してはそういう感じでまとめさせていただいて、大竹市がどのような姿勢なのかというようなことをもう少ししっかり表明していただくとか、これを大竹市としてどうしても推進しようと思っているならば、もっと住民の方に協力いただけるように働きかけを行っていただけるようお願いしたいし、さらにその工事のための車両の行き来をする</p>

部会長

道路の整備のための攪乱要因，多少環境に対してそのような不具合が生じることがあったとしても OK という状況を作ってもらったら，最終的に問題なく許可はできるけれども，今の段階ではまだその段階には至っていないと判断をいたします。じゃあどのくらいということですが，例えば〇〇〇〇が言っておられたように今後四季の変化を見るくらいというのは可能なのかどうか。まずは大竹市の姿勢は必要ですけれども。ちょっと話を伺って，現地を見に行き，今日までの間，時間的・季節的に余りものが見えるような状況ではなかったもので，〇〇〇〇は現地に行かれたけれど，それくらいでは分らなかった。今回は特例扱いでもう少し現地の状況を見る時間と，大竹市に事業に関しての確認をすることのために，この2件目の大竹市栗谷町谷和における太陽光発電の敷地造成を目的とする施設林地開発許可というのは，許可を先に延ばさせてもらうという形でまとめたいと思います。

それでは本日2件の議案がありましたが，本日の審議をこれで終了させていただきます。議事録については事務局でとりまとめをお願いします。

では以上です。どうもありがとうございました。以上を持ちまして広島県森林審議会第135回森林保全部会を終了といたします。

事務局  
(広島県)

どうもありがとうございました。委員の皆様には大変ご多忙の時に出席していただき，審議いただきまして，誠にありがとうございました。なお，先ほど申し上げた通り，継続審議の案件につきましては，企業情報や個人情報がありますので，資料の取り扱いについては，十分ご注意くださいと思います。よろしく願いいたします。今後ともご指導ご協力のほどよろしくお願いいたします。